

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則を次のとおり制定する。

平成17年3月23日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 細則第5号

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学情報公開規程第4条第3項及び国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めることとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 法人文書及び保有個人情報の管理に関すること。
- 二 法人文書の開示に係る審査基準に関すること。
- 三 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る審査基準に関すること。
- 四 異議申立てに関すること。
- 五 訴訟に関すること。
- 六 その他学長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育担当副学長
- 二 学術・研究担当副学長
- 三 広報・国際担当副学長
- 四 総務担当副学長
- 五 総括チームリーダー(総務担当)、総括チームリーダー(財務担当)及び総括チームリーダー(学生担当)
- 六 その他次条に定める委員長が必要と認めたる者

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第4号の総務担当副学長をもって充てる。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査会)

第7条 委員会に、次の審査会を置く。

- 一 情報公開審査会
- 二 個人情報保護審査会

2 審査会に委員長を置き、第3条第1項第4号の総務担当副学長をもって充てる。

3 審査会の委員構成、委員の任期及び審議事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

(専決)

第8条 委員会は、前条の審査会で審議された事項について、当該審査会での議決をもって委員会の議決とする(以下「専決」という。)ことができる。

2 審査会の委員長は、専決を行った場合は、速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

(審議結果の報告)

第9条 委員長は、委員会で審議した事項について議決(前条の専決を含む。)を行った場合は、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会及び審査会の事務は、広報・社会貢献チーム及び総務チームにおいて処理する。

附 則

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京農工大学情報公開委員会細則(16 経教 細則第24号)は、廃止する。

別表

審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項
情報公開審査会	総務担当副学長 広報・社会貢献チームリーダー 総務チームリーダー 該当法人文書を保有する部局等の長 該当法人文書に係る事務を担当するチームリーダー その他審査会が必要と認めた者	から の委員 の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
個人情報保護審査会	総務担当副学長 広報・社会貢献チームリーダー 総務チームリーダー 該当保有個人情報を保有する部局等の長 該当保有個人情報に係る事務を担当するチームリーダー その他審査会が必要と認めた者	から の委員 の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。